

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和4年10月7日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2200053号  
厚生局事案番号 : 九州(脱)第2200002号

## 第1 結論

昭和41年3月4日から昭和44年9月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年3月4日から昭和44年9月1日まで  
厚生年金保険の記録では脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金の手続をした記憶はないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間における最終事業所であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「原票」という。)の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、請求期間に係る脱退手当金は、前述の同社に係る原票及び請求者がA社の前に勤務していたB社に係る原票に記載されているそれぞれの厚生年金保険被保険者期間及び標準報酬月額に基づき算出されており、その支給額に計算上の誤りはなく、これらの事務処理に不自然さはない。

また、請求者から聴取を行ったが、脱退手当金の手続をした記憶はないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。